

地様式第3号 (第1面)

特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業変更届出書

年 月 日

都道府県労働局長 殿

届出者

- 1 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第18条第2項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。
- 2 届出者(役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第18条第2項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号(第3号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。
- 3 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第18条第2項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

記

1 届出受理番号		2 届出受理年月日	年 月 日
3 (ふりがな) 名称	-----		
4 住所	〒 ( ) ( ) -		
5 (ふりがな) 代表者の氏名	-----		
6 (ふりがな) 事務所の名称	-----		
7 事務所の所在地	〒 ( ) ( ) -		
※			

8 変更の内容							
変更に係る事項	変更後			変更前			変更年月日
① (ふりがな) 名称	-----			-----			年 月 日
② 住所	〒 ( ) ( ) -			〒 ( ) ( ) -			年 月 日
③ (ふりがな) 代表者の氏名	-----			-----			年 月 日
④ 役員の氏名及び住所	(ふりがな) 氏名	-----		(ふりがな) 氏名	-----		年 月 日
	住所			住所			
⑤ (ふりがな) 事務所の名称	-----			-----			年 月 日
⑥ 事務所の所在地	〒 ( ) ( ) -			〒 ( ) ( ) -			年 月 日
⑦ 特定製造業務への労働者派遣	開始年月日		年 月 日	終了年月日		年 月 日	
⑧ 派遣元責任者の氏名、住所等	(ふりがな) 氏名	-----		(ふりがな) 氏名	-----		年 月 日
	住所			住所			
	備考			備考			
⑨ 労働者派遣事業を行う事務所の新設							
イ 事業開始年月日				年 月 日			
ロ (ふりがな) 事務所の名称	-----						
ハ 事務所の所在地	〒 ( ) ( ) -						
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無				1 有		2 無	

ホ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等						
(ふりがな) 氏名	職名	住所		製造業 業務専門	キャリア 担当者	備考
-----						
-----						
-----						
-----						
ヘ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名 (ホと同じ者の場合は記載を要しない)						
(ふりがな) 氏名	職名			備考		
-----						
※						
⑩ 労働者派遣事業を行う事務所の廃止						
イ (ふりがな) 事務所の名称	-----					
ロ 事務所の所在地	〒 ( ) ( ) -					
ハ 廃止年月日	年 月 日					
ニ 事務所の廃止理由						
※						
9 備考						

地様式第3号 (第4面)

記載要領

1 共通事項

- (1) ※印欄には、記載しないこと。
- (2) 第1面上方の届出書欄には、事業協同組合の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- (3) 3欄から7欄までには8欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。

2 8欄の③、④、⑦又は⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合、8欄の③又は④の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の2の全文を、8欄の⑧の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の3の全文を抹消すること。また、8欄の①、②、⑤又は⑥の事項に係る変更の届出をしようとする場合、第1面上方2及び3の全文を抹消すること。

3 労働者派遣事業において、8欄の①～④の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

- (1) 6欄及び7欄には記載しないこと。
- (2) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。

4 労働者派遣事業において、8欄の⑤～⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

- (1) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
- (2) 特定製造業務への労働者派遣を実施し、又は実施を予定している場合において、変更後の派遣元責任者を同時に製造業務専門派遣元責任者として選任する場合には、8欄の⑧の「製造業務専門」欄に○印を記載すること。
- (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、変更後の派遣元責任者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、8欄の⑧の「キャリア担当者」欄に○印を記載すること。

5 労働者派遣事業において、8欄の⑨の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

- (1) 8欄の⑨ニは、該当する数字を○で囲むこと。なお、「1 有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、8欄の⑨ホ「製造業務専門」欄に○印を記載すること。
- (2) 労働者派遣法第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣元責任者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、8欄の⑨ホの「キャリア担当者」欄に○印を記載すること。
- (3) 労働者派遣法第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、8欄の⑨ホの派遣元責任者以外の者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、へに必要事項を記載すること。
- (4) 6欄及び7欄には記載しないこと。
- (5) 9欄に、労働者派遣事業を行う事務所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。

6 労働者派遣事業において、8欄の⑩の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

- (1) 6欄及び7欄には記載しないこと。
- (2) 8欄の⑩ニには、事務所を廃止した理由を具体的に記載すること。

7 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第8条第2項ただし書きの規定により添付書類を省略する場合は、9欄にその旨を記載すること。

8 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第8条第4項の規定により添付書類を省略する場合は、9欄にその旨及び変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事務所の名称を記載すること。

9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。